平成２８年（フ）第２３２８号
神奈川県鎌倉市扇ガ谷２丁目６番10号
債務者　須藤　和秋
1　決定年月日時　平成28年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月７日まで
5　免責審尋期日　平成29年２月８日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第８９号
栃木県小山市乙女１丁目７番10号　アニメート桜101号、住民票上の住所茨城県古河市横山町２丁目９番24号
債務者　赤坂　真也
1　決定年月日時　平成28年11月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月９日まで
5　免責審尋期日　平成29年２月10日午後１時30分
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２８年（フ）第２２１５号
横浜市磯子区東町10番18号　アメニティ根岸201号
債務者　宝珠山信博
1　決定年月日時　平成28年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月16日まで
5　免責審尋期日　平成29年２月17日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

破産手続廃止

平成２８年（フ）第１１号
茨城県稲敷郡阿見町若栗3421―28
破産者　南富士建材株式会社
1　決定年月日　平成28年11月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２８年（フ）第４３号
茨城県常総市向石下936番地
破産者　有限会社アイクラブ
1　決定年月日　平成28年11月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２８年（フ）第１４号
山口県萩市大字椿3035番地
破産者　萩タネ株式会社
1　決定年月日　平成28年11月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山口地方裁判所萩支部

平成２８年（フ）第２０２号
埼玉県熊谷市大麻生853―７
破産者　合同会社コミュニケーションスイッチ
1　決定年月日　平成28年11月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２８年（フ）第４号
群馬県高崎市芝塚町2008番地
破産者　有限会社五万石
1　決定年月日　平成28年11月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所高崎支部

平成２８年（フ）第１５６号
群馬県高崎市中尾町698番地65
破産者　ＡＳＣジャパントレーディング株式会社
1　決定年月日　平成28年11月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所高崎支部

平成２８年（フ）第１６２号
群馬県高崎市箕郷町上芝541番地２
破産者　多胡運輸株式会社
1　決定年月日　平成28年11月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所高崎支部

平成２８年（フ）第３０５号
埼玉県富士見市東みずほ台１丁目４番地13
破産者　有限会社英友館
1　決定年月日　平成28年11月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（フ）第１５７号
静岡県浜松市中区住吉４丁目17番13号
破産者　株式会社Ｐ・Ｓ・Ｙ
1　決定年月日　平成28年11月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２８年（フ）第２０号
三重県鳥羽市安楽島町1075番地89鳥羽リゾートビラ106号
破産者　株式会社セレクトスタッフ東海
1　決定年月日　平成28年11月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２８年（フ）第２１号
三重県伊勢市浦口４丁目６番20号
破産者　山室　芳一
1　決定年月日　平成28年11月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２８年（フ）第６２０号
大津市長等３丁目５番30号
破産者　泉産業有限会社
1　決定年月日　平成28年11月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第６２６号
京都市伏見区淀際目町35番地１　ライオンズマンション京都淀Ｂ棟407号
破産者　有限会社ネオシーク
1　決定年月日　平成28年11月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第７０４号
京都市南区吉祥院長田町26―１
破産者　有限会社京都シティーサービス
1　決定年月日　平成28年11月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第２８５６号
大阪市鶴見区中茶屋１丁目１番56号
破産者　東海工業株式会社
1　決定年月日　平成28年11月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２８５７号
大阪市鶴見区中茶屋１丁目１番56号
破産者　株式会社東海土地
1　決定年月日　平成28年11月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４２７号
神戸市中央区中山手通３丁目２番１―509号
破産者　株式会社Ｙｏｒｋ　Ｃｏｒｐｏｒａｔｉｏｎ
1　決定年月日　平成28年11月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部